

鹿島共同火力(株)鹿島共同発電所5号機設置計画に係る 環境影響評価準備書に対する勧告について

平成22年6月25日
経済産業省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、鹿島共同火力(株)鹿島共同発電所5号機設置計画に係る環境影響評価準備書について、鹿島共同火力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 茨城県鹿嶋市
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)
- ・出 力 : 30万kW級

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成19年 9月19日
住民等意見の概要受理	平成19年11月 7日
茨城県知事意見受理	平成20年 2月 1日
経済産業大臣勧告	平成20年 3月17日
環境影響評価準備書受理	平成21年 9月30日
住民等意見の概要受理	平成21年11月25日
茨城県知事意見受理	平成22年 3月15日
環境大臣意見受理	平成22年 6月16日

問合せ先: 電力安全課 吉田、河合
電話03 - 3501 - 1742(直通)
03 - 3501 - 1511(代表)
4921(内線)

【鹿島共同火力(株)鹿島共同発電所 5号機設置計画に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

本事業により、本発電所には発電効率の高い発電設備が導入され、二酸化炭素排出原単位は改善されることとなるが、将来に向けた温室効果ガス削減に最大限努力する必要があることから、以下の措置を講ずることにより、本発電所における最大限の取組に加えて、本発電所の二酸化炭素排出量を自主行動計画上自社の排出量とみなしている住友金属工業株式会社(以下「住友金属」という。)及び東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)における対策の実施を求め、本発電所の二酸化炭素による影響をできる限り軽減すること。

- (1) 本発電所の発電設備について、最も発電効率が高い5号機発電設備の利用率を高く維持すること、副生ガスを有効活用すること等を通じて、既設のものを含め発電所全体の発電効率を高くする運用を図り、燃料としての重油の使用量をできる限り抑制すること等により、発電所全体として最大限の二酸化炭素排出削減効果が得られるよう維持運用すること。
- (2) 本事業における発電設備の高効率化及び副生ガスの有効活用のほか、鹿島共同火力株式会社における省エネ対策を推進すること。また、本発電所の二酸化炭素排出による影響ができるだけ軽減されることが重要であることから、本発電所の二酸化炭素排出量を自主行動計画上自社の排出量とみなしている住友金属及び東京電力における省エネ対策の推進等の対策について着実な実施を求めること。
- (3) 供用後の各発電設備の利用率、二酸化炭素排出量、二酸化炭素原単位等をフォローアップし、その結果を踏まえ必要に応じ適切な追加対策を講じること。また、新たに2013年以降の温室効果ガス削減の枠組みが整備された場合には、これを踏まえて二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- (4) 建設段階における温室効果ガス排出削減のために、本事業の施工者に対して、低燃費型建設機械等の省エネルギー対策の推進及び混合セメントの利用等の非エネルギー起源二酸化炭素対策の実施に努めるよう求めること。

2. 大気汚染物質

大気汚染物質排出量が少ないとされる5号機発電設備を優先稼働すること。

なお、5号機発電設備は運転実績の少ない副生ガス専焼コンバインドサイクル発電設備であることから、運転状況をモニタリングし、必要に応じて適切な対策

を講じることにより、窒素酸化物、ばいじん等の大気汚染物質排出量をできる限り低減すること。

3．廃棄物

取放水口のしゅんせつ土砂については、遠方の福岡県へ運搬し活用する計画となっているが、環境保全の観点からは、より近くの場所で活用することが望まれることから、茨城県、その他自治体等とも調整の上、環境への影響や効果を考慮して、海岸保全対策への活用検討も含め、より有効な活用をするよう努めること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。